

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県公安委員会委員長から通知があったので，次のとおり公表する。

令和元年12月13日

茨城県監査委員	小川一成
同	石井邦一
同	深谷一広
同	羽生健志

(注意事項)

監査対象機関 茨城県警察本部	監査実施年月日 令和元年 8月 6日
○監査の結果 新設及び撤去した工作物について、茨城県公有財産事務取扱規則に基づく異動報告及び処分報告を直ちに行わなかったことは適切でない。	
○措置状況 工事施工管理、予算執行及び財産管理の各担当係間でチェックリストを共有して、公有財産の異動報告に遅延、遺漏がないよう図ることとした。	